

# 子ども・子育て支援新制度への対応状況

## 1 新制度をめぐる国の動き

平成24年 2月17日	社会保障・税一体改革大綱を閣議決定
3月30日	子ども・子育て新システム関連3法案を国会へ提出
	〔 子ども・子育て支援法 認定こども園法の一部を改正する法律 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正) 〕
8月10日	自公修正協議により、子ども・子育て関連3法が可決・成立
8月22日	子ども・子育て関連3法公布
9月14日	子ども・子育て支援新制度施行準備室設置
11月19日～	国と市町村との懇談会における実務協議(全5回)
平成25年 1月	リーフレット「おしえて！子ども・子育て支援新制度」による広報周知
4月 1日	子ども・子育て会議設置 ※制度の詳細設計にかかる具体的な検討協議
4月26日	第1回子ども・子育て会議開催 → 会議の運営方法等の決定
5月31日	第2回子ども・子育て会議開催
6月21日	第3回子ども・子育て会議開催
7月 5日	第4回子ども・子育て会議開催
7月26日	第5回子ども・子育て会議開催
9月13日	第6回子ども・子育て会議開催
10月 3日	第7回子ども・子育て会議開催
11月25日	第8回子ども・子育て会議開催
	基本指針案及び調査票のイメージ等の決定
	保育の必要性の認定及び確認制度等に係る協議(継続中)
	※別途基準検討部会を開催
	※くわしい内容については、子ども・子育て会議 HP アドレス参照 <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html</a>
平成27年 4月 1日	子ども・子育て支援新制度の本格施行

## 2 新居浜市の動き(予定を含む)

平成25年 6月	新居浜市子ども・子育て会議条例を6月定例市議会へ上程・可決
7月	新居浜市子ども・子育て会議の委員推薦依頼 → 委嘱
8月	新居浜市子ども・子育て会議を設置
8月6日	第1回新居浜市子ども・子育て会議を開催
	子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施

- 12月 12月定例市議会へ予算議案上程(新制度電子システム導入経費)  
 ※また、26年度組織体制の整備に向けた庁内協議を実施  
 ニーズ調査結果のとりまとめ → 県へ報告(月末期限)
- 12月24日 第2回新居浜市子ども・子育て会議を開催
- 平成26年 2月 第3回新居浜市子ども・子育て会議を開催(予定)
- 3月 ニーズ調査結果報告書まとめ  
 3月定例市議会へ26年度当初予算議案上程(事業計画策定費等)
- 5月～ ニーズ調査結果に基づく「子ども・子育て支援事業計画」策定業務の実施  
 → 以後、新居浜市子ども・子育て会議を随時開催(5回程度を予定)
- 9月 「子ども・子育て支援事業計画」中間とりまとめ  
 → 愛媛県へ報告、県計画を策定
- 10月～ 27年度における保育の必要性の認定事務開始  
 「子ども・子育て支援事業計画」に対応した事務作業  
 ●子ども・子育て支援事業の拡充に向けた準備  
 ●幼稚園との窓口統合に向けた実施体制整備  
 ●利用者負担の設定 など
- 平成27年 1月～ 新年度入所児童の面接(保育所) → 入所要件、保育料、障がい児加配等  
 「子ども・子育て支援事業計画」策定 → 市政だより掲載等による広報周知
- 2月末 新年度入所児童の決定・通知
- 4月～ 子ども・子育て支援新制度によるサービス開始

参考・本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%引き上げ 保育緊急確保事業実施	本格施行(注1) 10月 消費税10%に引き上げ(注2)
基本指針・事業計画	会議等での検討	会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型 認定こども園)・ 確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	利用者負担の設定
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討	保育計画の改定 (特定市町村)	保育緊急確保事業の実施
実施体制		子ども子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	子ども子育て本部(内閣府)	子ども子育て本部(内閣府)
		自治体において準備組織を設置		一元的実施体制を整備

子ども・子育て会議設置

地方版も  
順次設置

(注1) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。  
 (注2) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

# 子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある（25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。）。

